

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業企画提案指示書

1 委託業務の名称

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務

2 委託業務の趣旨及び目的

道では、2050年までのゼロカーボン北海道実現に向けた中期目標として、2030年度までに温室効果ガス排出量を48%削減(2013年度比)することを掲げ、幅広い世代に対して、行動変容を促すための取組を推進してきているが、昨年度実施した調査における中期目標の認知度は4割程度に留まり、特に10～20代の認知度は2割程度しかない状況である。

このため、特に2030年以降の北海道の軸を担う若年層を対象に、ゼロカーボン北海道に関する理解醸成と行動変容を促すため、ゼロカーボンに関する学習資材を作成するとともにWEBを活用した効率的な普及啓発を実施する。

3 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を行うこと。なお、実施に当たっては、視聴数等の実績値(アウトプット)だけではなく、実施した結果の効果(アウトカム)が図られるような適切な指標を設定すること。

(1) 教材動画の作成

令和4年度に作成した動画「ゼロカーボンと私たちの未来」(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tot/zcwebdoug.html>)の内容も踏まえ、主に高等学校の授業で活用することを想定した動画を作成すること。(15分程度1本を想定。)※成果品の著作権は道に帰属すること。

ア 撮影

動画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行うこと。

なお、動画構成は別途、道と協議の上決定することとするが、内容は概ね次のとおりとする。

- (ア) ゼロカーボン北海道の理解を深め、行動変容につなげることができること。
- (イ) ゼロカーボンを学ぶ生徒と学びを導く教師をサポートすることができること。
- (ウ) 一方的な講義形式ではなく、視聴後に生徒が主体的に考え、議論する機会を作ることができること。

イ 編集

撮影した映像について、加工、編集、テロップ挿入等の編集作業にかかるすべての業務を行うこと。

編集に関する具体的な内容は、道と協議の上決定する。データ形式はMP4とし、規格はHD解像度を主とすること。

ウ 利用手順説明資料の作成

作成した教材動画の概要や、タイムスケジュールなどを示した説明資料を作成すること。

エ 公表

教育機関への周知を行うなど、動画の活用を促すための効果的なPR活動を実施すること。

(2) 啓発動画の作成

効果的な普及啓発を集中的に実施するため、若年世代を対象とした啓発動画を作成・配信

すること。

ア 啓発動画の作成

ゼロカーボン北海道に関する理解促進と、行動変容の促進を図るために効果的な動画を1本以上作成すること。

作成に当たっては、道が所有するイラストや写真、映像、資料等だけではなく、第三者が権利を有する素材（著名人、インフルエンサー、キャラクター、音楽等）も活用するなど、web 広告の特性も踏まえた上で若年世代の興味を引く工夫を行うこと。※成果品の著作権は道に帰属すること。

なお、配信媒体に応じた形式変換（縦／横）やサイズ変更等の加工・編集も行うこと。

イ web 広告の実施

上記アで作成する動画を若年世代に周知するため、効果的な広報媒体を単独又は複数を組み合わせて、広告を実施すること。

なお、使用する広告については、Facebook、Instagram、X（旧 Twitter）、YouTube などの SNS 広告や、Google、Yahoo!のディスプレイ広告など、効果的な媒体・手法を提案し、道と協議の上決定すること。

また、セグメンテーションとターゲティングを設定するほか、広告実施に当たり記事投稿など運用に必要な作業が生じる場合は、適宜、実施すること。

なお、各媒体の目標クリック数は以下のとおりとする。

| 媒体 | 1か月当たりクリック数 |
|--------------------|-------------|
| Yahoo! JAPAN | 2,181 回 |
| Google | 1,025 回 |
| Facebook・Instagram | 526 回 |
| X（旧 Twitter） | 1,538 回 |
| YouTube | 140 回 |

※新たにアカウントを作成する場合は、契約期間終了後の適切なアカウント管理方法や処理方法等を示すこと。

ウ 出稿回数等

(ア) 出稿回数

契約期間中、各種媒体合わせて6～9回程度。

(イ) 出稿期間

1回1媒体につき、1週間～2週間程度。

(ウ) 誘導先

ゼロカーボン北海道 YouTube チャンネル（上記アで作成した動画を掲載）

エ 広告の効果測定

各界の出稿期間終了後、広告の効果測定結果（実施した広告ごとにインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、フォロワー数、コメント数・内容等のレポート）を報告すること。

また、実施した広告測定結果の検証・分析を行い、併せて報告するとともに、次回の広告に活かすこと。

オ その他

上記イ以外の媒体で、ゼロカーボン北海道に資する内容・取組を発信する独自提案があ

る場合（マスメディアを活用した広告、SP 広告など）は、道と協議の上実施すること。

(3) その他

定期的に道との打合せを実施するとともに、議事録を作成の上、実施後 7 日以内に道へ提出すること。

4 業務処理に当たっての留意事項

- (1) ゼロカーボン及び教育に関する有識者及び団体との協力体制、連携体制を構築すること。
- (2) 業務の目的を達成するための最適な事業計画を立て、業務の進行管理を適切に行うこと。

5 成果品の提出

- (1) 上記 3 の業務の実施に基づき、次のとおり提出すること。

| 成果品 | 提出方法 | 提出期限 |
|---------------|------------------|---------------------------|
| ①教材動画 | 電子媒体（DVD-R）各 1 部 | 令和 6 年(2024年) 3 月 29 日(金) |
| ②啓発動画 | | |
| ③報告書 | 電子媒体（CD-R）各 1 部 | |
| ④教材動画利用手順説明資料 | 紙媒体 2 部 | |

- (2) データは再編集可能な形態で提出すること。
- (3) 原データは参考資料として巻末に含めること。

6 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年（2024 年）3 月 29 日（金）まで

(3) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

7 参加資格要件

単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。また、単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

8 審査基準

企画提案は、次の事項について審査する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

- ア 業務実施体制、役割(責任者、人員、組織図など)が記載され、提案内容が確実に実施される体制を有していると認められるか。
- イ 業務処理スケジュールが適切であるか。
- ウ 「ゼロカーボン北海道」に関する必要な情報を収集し、業務に関連する高度な専門的知識を有しているか。
- エ 学習教材の作製及び活用に向けた広報活動、SNS など若年世代への有効な普及啓発手法に関し、それぞれ十分な知見や技術を有しているか。
- オ 過去に同様の事業を実施したことがある等、十分な実績があるか。

(2) 企画提案内容

ア 全般

- (ア) 企画提案指示書に記載の内容について不足がないか。
- (イ) 実効性の高い独自の提案が盛り込まれているか。

イ 教材動画の作成

- (ア) ゼロカーボン北海道について主体的に考え、議論するための教材として適切な構成及びコンセプトが提案されているか。
- (イ) 高等学校等での活用を見据えた効果的な PR 手法が提案されているか。

ウ 啓発動画の作成

- (ア) メッセージ性を持たせるなど、若年世代が興味を持つような構成や内容となっているか。
- (イ) web 広告は、セグメントとターゲットを適切に設定した上で効果的な媒体を選定し誘導先の動画への興味を持てるような実施手法となっているか。

(3) 道施策との適合性

- ア 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行っているか。(道外事業者の場合は、類似の実績)
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード(ゴールド、シルバー、ブロンズ、ホワイト)のいずれかに該当しているか。
- ウ 上記イのいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」

- の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
エ 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を行っているか。

9 受託者の決定方法

若年世代を対象としたゼロカーボン北海道普及啓発事業委託業務に係る総合評価審査会（以下「審査会」という。）において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効とする。

10 道施策との適合性に関する事項

(1) 「ゼロカーボンチャレンジャー登録」に関する事項

道が実施している「ゼロカーボンチャレンジャー」に登録している場合は、該当の宣誓書（写）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣誓書（写）を提出すること。

(2) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写）や認定証（写）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写）や認定証（写）を提出すること。

(3) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出すること。

11 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に「資格審査申請書」を徴取の上、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1) 担当部課

北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課地域脱炭素係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5190（内線：26-435）

(2) 参加資格審査申請書の提出

- ア 提出部数 1部
- イ 提出場所 上記(1)に同じ
- ウ 提出期限 令和5年(2023年)11月29日(水)午後5時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参による提出の受付は、土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出部数 7部（法人名等は1部のみに記載し、残り6部については、文中にも一切記

載しないこと。)

- イ 提出場所 上記(1)に同じ
 - ウ 提出期限 令和5年(2023年)12月6日(水)午後5時まで(必着)
 - エ 提出方法 上記(2)エに同じ
 - オ その他 期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。
- (4) ヒアリングの実施
参加者として選定した者から、審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (5) 落札者等への通知
落札者は、落札決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、落札者及びその他の参加者に対し通知する。
- 12 委託業務の契約締結
原則として、道は、審査会で決定された最も有利な者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る契約を締結する。
ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、審査会で審査の上、失格とする。
失格要件は次のとおり。
- (1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
 - (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合
- 12 その他
- (1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 道が指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - (2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。
 - (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う者の負担とする。
 - (4) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。
 - (5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - (6) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
 - (7) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。